

臨時報告第10号様式

宮 発 第 1 6 2 号
令和3年1月29日

矯 正 局 長

殿

仙台矯正管区長

宮城刑務所長

被収容者自殺事故事案（宮城刑務所）

事故の概況
令和3年1月4日（月）午前7時2分頃、当所 [] において、法務事務官主任看守 []（以下「 [] 主任看守」という。）が同階第1室から順次、朝点検を実施していた際、同階 [] 前廊下において、同居室内を視察したところ、 []（以下「事故者」という。）が同居室 [] 鉄格子 [] に官物敷布1枚を輪状に結び付け、同輪から首を通して [] い首しているところを発見したため、直ちに非常ベル通報し、同非常通報によって駆け付けた職員が胸骨圧迫及び自動体外式除細動器（AED）（以下「AED」という。）使用等の各種救命措置を講じたが、事故者の呼吸状態等の改善が認められず、同時57分、 [] に搬送され、同8時33分、 [] において死亡が確認された。

事故の状況	1 発 生 年 月 日	1 令和3年1月4日
	2 発 見 時 刻	2 午前7時2分頃
	3 場 所	3 []
	4 方 法	4 上記居室内 [] 鉄格子 [] に敷布を通して輪状に結び付け、同輪の中に自己の首を通してい首したもの。
	5 経 緯	5 経緯 (1) [] (2) [] (3) []

(4)

(5)



(6)

(7) 令和3年1月4日午前6時54分頃、同階勤務職員が同階第1室から順次、減灯から常灯に切り替えながら巡回視察したところ、同階 [redacted] において、事故者が [redacted] を確認しており、異状は認められなかった（最終生存確認）。

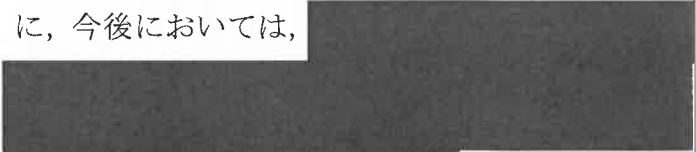

(8) 同7時2分頃、同階廊下において、[redacted] 主任看守が同階第1室から順次、朝点検を実施していた際、同階 [redacted] 前廊下において、同居室内を視察したところ、事故者が同居室 [redacted] 鉄格子 [redacted] に官物敷布1枚を輪状に結び付け、同輪から首を通して [redacted] い首しているところを発見したため、直ちに非常ベル通報した。

(9) 同時3分、同非常通報により同居室前廊下に駆け付けた統括矯正処遇官（第一担当）[redacted]（以下「第一統括」という。）の指揮により、同居室を開室して入室し、 [redacted]

	<p>6 使用器具</p> <p>7 逮捕制圧等の状況</p> <p>8 事故による犯罪</p> <p>9 その他</p>	<p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED] 第一統括が事故者の右腕手首付近の脈拍を確認したものの、[REDACTED] ような状況であったことから、第一統括の指揮により、[REDACTED] 看守が事故者に心肺蘇生法（胸骨圧迫）を実施した。</p> <p>(10) 同時 6 分、医務部准看護師副看守長 [REDACTED]（以下「[REDACTED] 准看護師」という。）及び法務技官看護師 [REDACTED]（以下「[REDACTED] 看護師」という。）が到着し、[REDACTED] 看守に代わって [REDACTED] 准看護師が心肺蘇生を実施し、[REDACTED] 看護師が AED を装着したところ、AED から「電気ショックは必要ありません。胸骨圧迫を継続してください。」との音声が出たため、警備係職員及び医務部職員において交代しながら継続して事故者の心肺蘇生を実施したものの、呼吸状況の改善が認められなかった。</p> <p>(11) 同時 20 分、監督当直者会計課長 [REDACTED] が、主任矯正処遇官（配置担当） [REDACTED] に多機能無線機にて連絡し、救急車の要請及び同乗する戒護職員の選定を指示した。</p> <p>(12) 同時 34 分、前記（4）の要請により駆け付けた仙台市消防局救急隊 6 名により、救命措置が講じられたものの、呼吸状態の改善が認められず、同時 57 分、[REDACTED] に搬送され、同 8 時 33 分、同 [REDACTED] において事故者の死亡が確認された。</p> <p>6 貸与していた敷布 1 枚</p> <p>7 該当事項なし</p> <p>8 該当事項なし</p> <p>9 該当事項なし</p>
<p>事</p>	<p>1 事故関係者の種別</p> <p>2 身分</p>	<p>1 事故者</p> <p>2 [REDACTED] 受刑者</p>

<p>故 者</p>	<p>3 氏 名 4 生 年 月 日 5 事 件 名 6 刑 名 ・ 刑 期 7 刑 の 起 算 日 8 刑 の 終 了 日 9 犯 数 10 制限区分及び優遇区分 11 所内における行状 12 本 籍 13 住 所 14 要注意等の指定の有無 15 そ の 他</p>	<p>3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 該当事項なし</p>
<p>職 員 の 状 況</p>	<p>1 配置及び勤務状況 2 監督方法 3 職責処理の状況</p>	<p>1 当該居室棟には、が配置されており、事案発覚前の午前6時54分に巡回していることが映像記録上認められるほか、その他の時間帯においても適正な頻度で巡回していることが認められた。 2 監督者は適宜巡回し、職員の勤務状況を監視していた。 3 同棟勤務者は、規定時間内に巡回を実施しており、職責審査は実施していない。</p>
<p>事 態 収 拾 の 措 置</p>	<p>1 職員の非常招集 2 非常配置箇所数、時間及び人員 3 管区機動警備隊出動の有無、出動した場合にはその活動状況 4 警察署への依頼</p>	<p>1 該当事項なし 2 該当事項なし 3 該当事項なし 4 該当事項なし</p>
<p>事 故 の</p>	<p>1 事案関係者の動機</p>	<p>1 事故者の収容されていた居室内を検査したところ、</p>

<p>原因・動機</p>	<p>2 施設側の欠陥</p>	<p>2</p> <p>心情把握が確実に実施されていたとまでは認め難い。</p>
<p>事故者に対する措置</p>	<p>1 懲罰 2 事件送致</p>	<p>1 該当事項なし 2 該当事項なし</p>
<p>改善事項</p>	<p>1 改善した事項</p>	<p>1 改善した事項</p> <p>(1) 本年1月6日付けで処遇首席事務連絡「職員研修の実施について」を発出し、本年1月12日から同15日までの間、処遇部門の全職員を対象として、本件事案の概要説明及び危機意識の向上を目的として職員研修を実施した。</p> <p>(2) 本年1月7日付けで所長指示第2号「自殺事故防止の徹底について」を発出し、「動静視察及び心情把握の徹底」、「報告及び引継励行の徹底」、「巡回視察の適切かつ柔軟な実施」及び「救急車の迅速な要請」について、それぞれ注意喚起し、危機意識の向上を図った。</p> <p>(3) 令和3年1月7日付け処遇首席指示第2号「被収容者の心情把握のための適切な面接の実施について」を発出し、本年1月中に当所の全被収容</p>

	<p>2 改善すべき事項</p>	<p>者を対象とした「臨時面接」を実施し、自殺危険性判定表の見直し及び再判定を実施するとともに、今後においては、  を設定し、定期的に心情把握のための面接を実施する体制を整備した。</p> <p>2 該当事項なし</p>
<p>その他参考事項</p>	<p>事故者の遺族について</p>	